令和7年度 農作業労賃及び農用機械利用料金基準額表

農作業労賃基準額

農作業労賃 普通作業 1 日当り・・・ 10,000円 1,250円

1日及び1時間当りの単価です。『田植・稲刈』が含まれます。

※現地の状況により作業の対応が異なりますので、本表は目安としてご利用ください。

農用機械利用料金基準額表

(消費税込み)

	AII ·		**				rated A			
作	業				利用料金					
				整備地		- •	000	円	1. 運転者(オペレーター)は、別途料金とする。	
トラクター 10a当り		耕	起	未整備地		7,	000	円	2. 賄いなし。	
				1時間当り		7,	000	円	3. 畑の耕うん料は田の代掻き料金とする。	
			掻	整值	带地	7,	000	円	4. 田植え作業の補助員は作業委託者で対応する。	
		代		未整	備地	8,	100	円	5. 栽植密度は、標準植えとする。	
				1時間当り		7,	600	円	6. 整備地とは長方形で圃場面積おおむね10a以上で、	
耕うん機		耕うん代掻		1時間当り		5,	500	円	田寄せ等は含めない。	
田お	首 ラ	 機械田植		10a当たり	整備地	7,	500	円	7. 歩行田植機での田植え作業は、2割加算とする。	
田植え		1)% 1)% 111		104=729	未整備地	8,	700	円		
刈取•脱穀		バインダー		1時間当り		6,	500	円	1. 運転者と話し合いのうえ、周囲をあらかじめ刈り取ること。	
		コンバー	<i>.</i> .,	10a当り	整備地	20,	500	円	(運転者(オペレーター)は、別途料金とする。賄いなし。)	
		17,7	17	10039	未整備地	22,	000	円	2. 作業困難な場合は <u>割増(2割~5割)又は、実費とする。</u>	
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	生もみ	1袋(車	9用袋)		650	円	3. ハーベスターの機械貸出は半額とする。	
		(オペ付き)	ハセもみ	1袋(車	9用袋)		550	円	4. バインダーは結束紐付きとする。	
		生乾		玄米30kg当り		1,	000	円	水分23%以上の場合は、両者の協議により加算する。	
乾燥·	調整	ハ セ 乾					800	円	水分17%以上の場合は、両者の協議により加算する	
		色選加算					400	円		
調整		籾 摺 り		玄米30kg当り			550	円		
精 米		精米		玄米30kg当り			550	円		
選	別	色彩選別機		玄米30kg当り			700	円	色彩選別のみの単独加算とする。	
育	苗	稚苗		1箱当り		硬化苗	950	円	- 原則として配達は委託者の庭先までとする。	
P		中	中苗		1箱当り		930	円		
Ŧ				Ž	5km未満		180	円	1. コンパイン籾専用袋とする。	
		空雷协	(専用袋	1袋当り)	5km以上		230	円	2. 米の運搬は、籾運搬料に準じる。	
			ばら籾		5km未満	2,	800	円		
		19,		つ 43s	5km以上	3,	300	円		
			コンバイン	·・トラクター	5km未満	2,	300	円	上送虹仝	
	浬	搬料	田植機	運搬	5km以上	3,	300	円		
	建			 ≀一自走	5km未満	1,	300	円	片道料金	
				·— 日	5km以上	1,	800	円		
	溝る	きり機	溝	きり	1時間	3,	300	円	運転者(オペレーター)付	
	畔塗	をり機	畔	<u>塗</u> り	1m当り		80	円	運転者(オペレーター)付	
	防	除機	防除	作業	1時間	2,	800	円	運転者(オペレーター)付(肥料散布含む)	
	草	刈機	草刈り	 り作 業	1時間	2,	800	円	運転者(オペレーター)付、自走式は両者協議により決定する。	

- ◎ 農協の育苗センター料金、農協のライスセンター料金は別途とします。
- ◎ 運転手料金は、<u>農機が運転者(オペレーター)付</u>の場合は1時間当り1,250円とする。(トラクター・田植機・コンバインのオペレーターに限る。)
- ◎ 運転手料金は、手持の農機があり<u>運転者のみ</u>必要な場合1時間当り3,000円とする。(トラクター・田植機・コンバインのオペレーターに限る。)
- ◎ 使用する機械には保証保険を、また運転者(オペレーター)は傷害保険に加入しましょう。
- ◎ 振込手数料は委託者負担とします。
- ◎ 上記の金額は参考金額です。生産組合(個人農園含む)や共同作業等協定料金が定められている場合は、その料金とします。

松之山農業改革振興協議会

上記の基準額は、令和7年4月1日から適用する。